平成２１年（フ）第２８９号
堺市中区**楾**葉131番地１
破産者　東山住設こと　中村　敏久
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1555番地の１―401号
破産者　戸谷智香子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
大阪市住吉区殿辻２丁目２番27号　７階705号、住民票上の住所堺市南区美木多上160番地
破産者　高橋　雅子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１４７号
大阪府池田市畑４―17―13シャトゥラルウェット406、住民票上の住所兵庫県川西市笹部２丁目10番８号
破産者　岩田　哲也
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第２３９号
兵庫県川西市下加茂１丁目６番10号
破産者　竹村　俊子
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４６１号
兵庫県伊丹市寺本４丁目80番地５―104号
破産者　夢一建設こと　朝見　剛彦
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１５３号
兵庫県伊丹市中野北４丁目２番６―223号
破産者　生原　絹代
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１９７号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目21番14―402号、住民票上の住所兵庫県伊丹市鴻池６丁目11番14号
破産者　新谷　哲之
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第７８４号
兵庫県西宮市高須町１―４―12―302、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町下山口４丁目19番６号
破産者　邨生　　一
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６２号
兵庫県尼崎市富松町１丁目33番15号　メルベールマウンテンヴィレッジ308号、前住所兵庫県尼崎市塚口町１丁目12番地の15
破産者　木村　泰二
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６８号
兵庫県西宮市浜甲子園４丁目１番24―1113号
破産者　江﨑　栄昭
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１００号
兵庫県丹波市春日町東中921番地
破産者　北山　義男
１　決定年月日　平成21年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第４２５号
北海道白糠郡白糠町庶路基線68番地
破産者　沖　　政隆
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８２号
釧路市興津５丁目５番17号
破産者　江上　順子（旧姓沢口）
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目27番地16
破産者　藪田　武彦
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目27番地16
破産者　藪田　洋子
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第３２６号
富山県氷見市地蔵町８番８―601号、開始決定時の住所富山県氷見市鞍川1156番地
破産者　七尾　玲子
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成１９年（フ）第１８０号
金沢市高尾台２丁目３番地ロイヤルハイム高尾台105号、破産手続開始決定時の住所石川県小松市大領中町１丁目423番地
破産者　東出　克行
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１２３号
大津市際川４丁目８番34号
破産者　中川　祐二
１　決定年月日　平成21年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部